

資料 5 – 1

キャリア形成プログラムの適用について

三重県のキャリア形成プログラムについて

現状

○名称：

17診療科名

三重県地域医療支援センター○○科専門医後期臨床研修プログラム

○策定時期：

平成26年9月策定（17プログラム）

○内 容：

三重大学医学部附属病院の17診療科における
キャリア形成プログラム（形成外科、リハビリを除く）

【総合内科、外科、救急科、家庭医療（総合診療）、皮膚科、産婦人科、耳鼻咽喉科、脳神経外科、麻酔科、小児科、精神科、整形外科、眼科、泌尿器科、放射線科、病理、臨床検査】

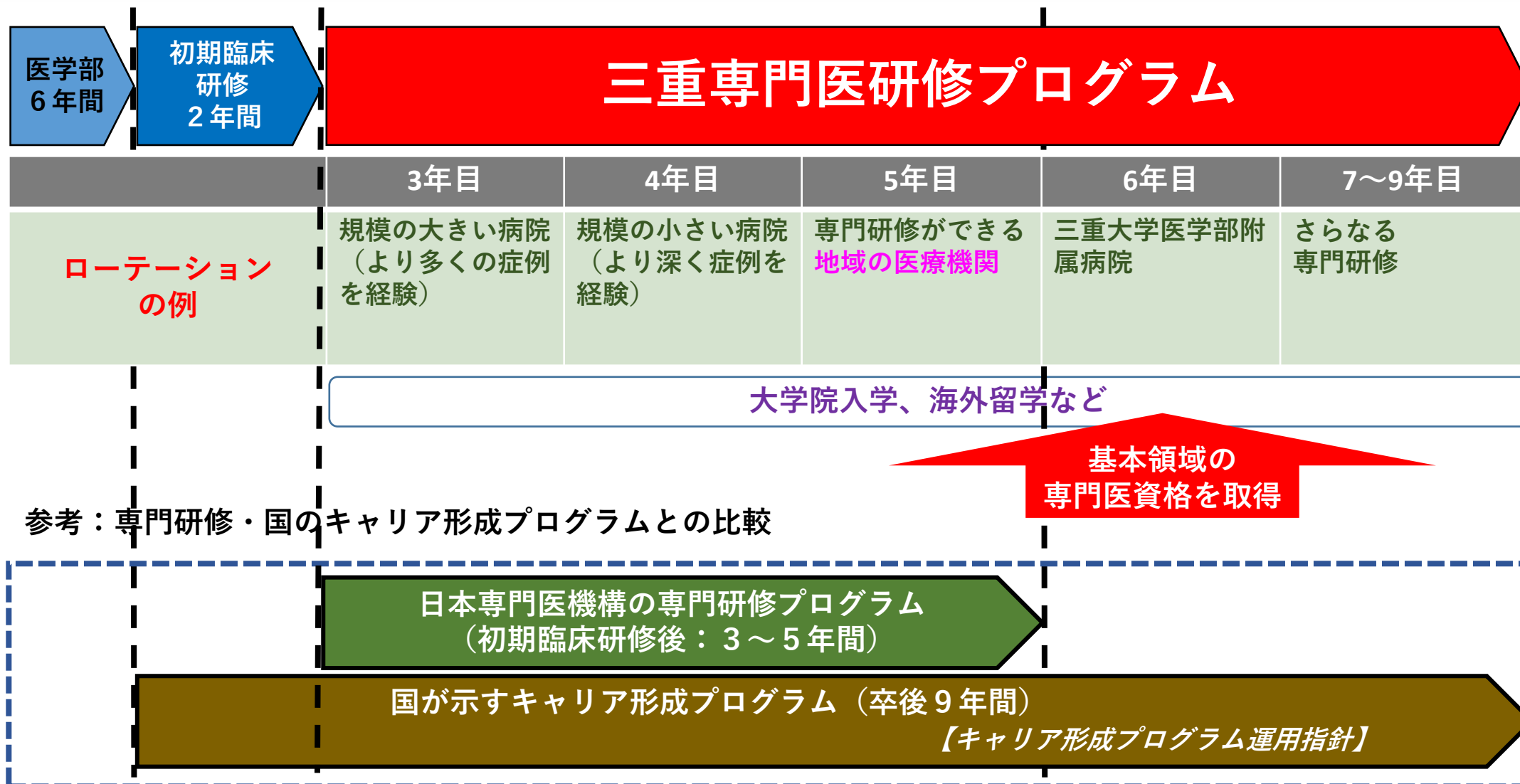
17プログラムの総称として『三重専門医研修プログラム』と呼ぶ

三重専門医研修プログラムのメリット

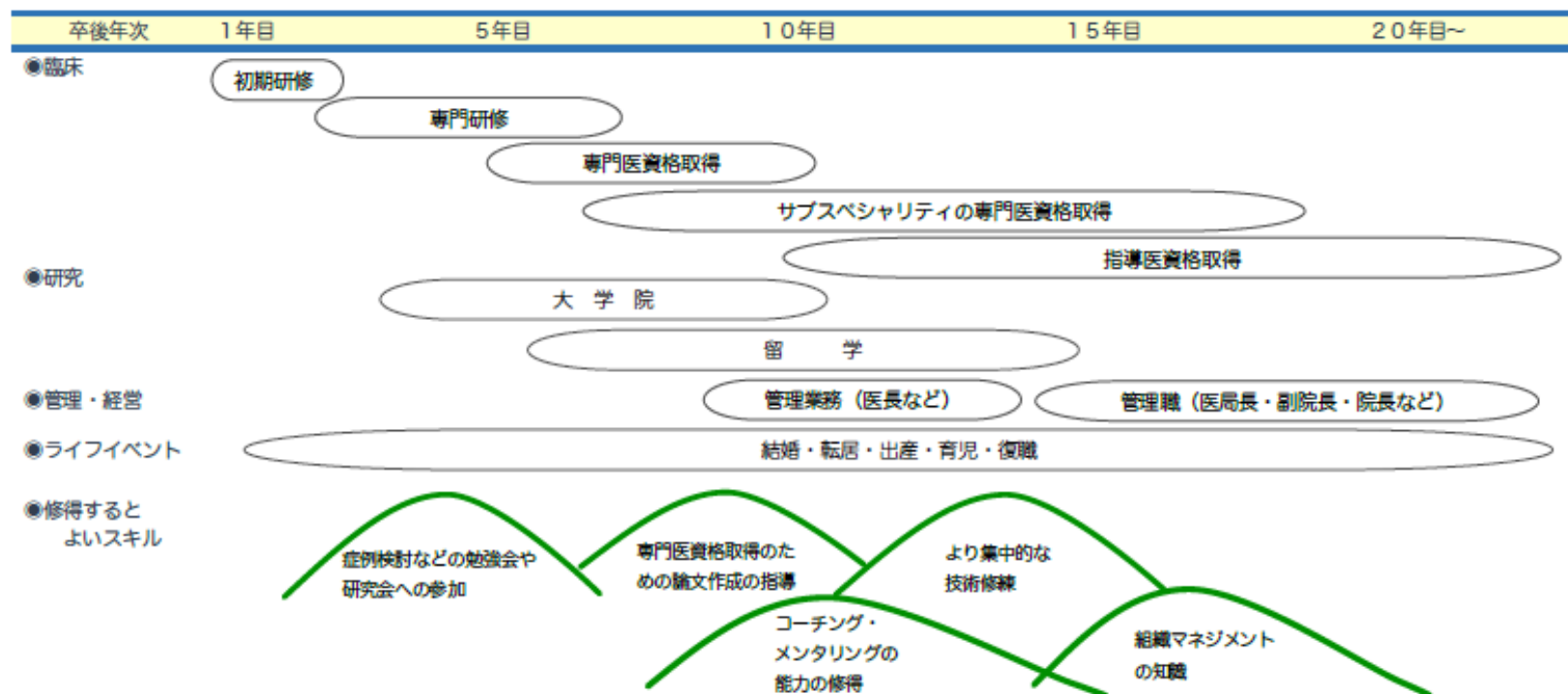
(三重県のキャリア形成プログラム)

- ✓ 19の基本領域の専門医資格が取得できます。
(新専門医制度にも対応します。)
- ✓ 県内の複数の医療機関をローテーションすることにより、
特色の違う病院での経験ができます。
- ✓ プログラムは、本人の意向を踏まえてオーダーメイドで作成します。
- ✓ 大学院入学、国内外の留学もできます。
- ✓ 研修期間を事前に明確にした形で、地域の医療機関の研修ができます。

三重専門医研修プログラムのイメージ



医師のキャリアアップにかかるロードマップ（工程表）例



卒後1-5年目頃

初期研修、そして専門研修で確かな臨床スキルを身につける時期。いろいろな経験をして、自分に合った道を選びましょう。駆け出しの時期の一例一例を、先輩医師も、ずっと憶えています。



卒後6-10年目頃

臨床医として独り立ちできるようになり、腕を磨き、専門性を育む時期。臨床を深めるのもよし、研究に携わるのもよし。いずれにせよ、医師は生涯学び続けるプロフェッショナル。科学的に考えられる研究マインドをしっかり身につけましょう。地域医療を担い、オールラウンドな診療能力をつけておくのもいいですね。留学などの挑戦もチャンス。



卒後11-15年目頃

専門医となり、医師として腕がのった時期です。さらに指導医として、若手医師養成や管理業務も増え、学会でも中心的な役割が求められるようになります。出産・育児など、家庭での役割も大きくなり、いろいろな働き方、生き方が考えられる時期でもあります。



卒後16-20年目頃

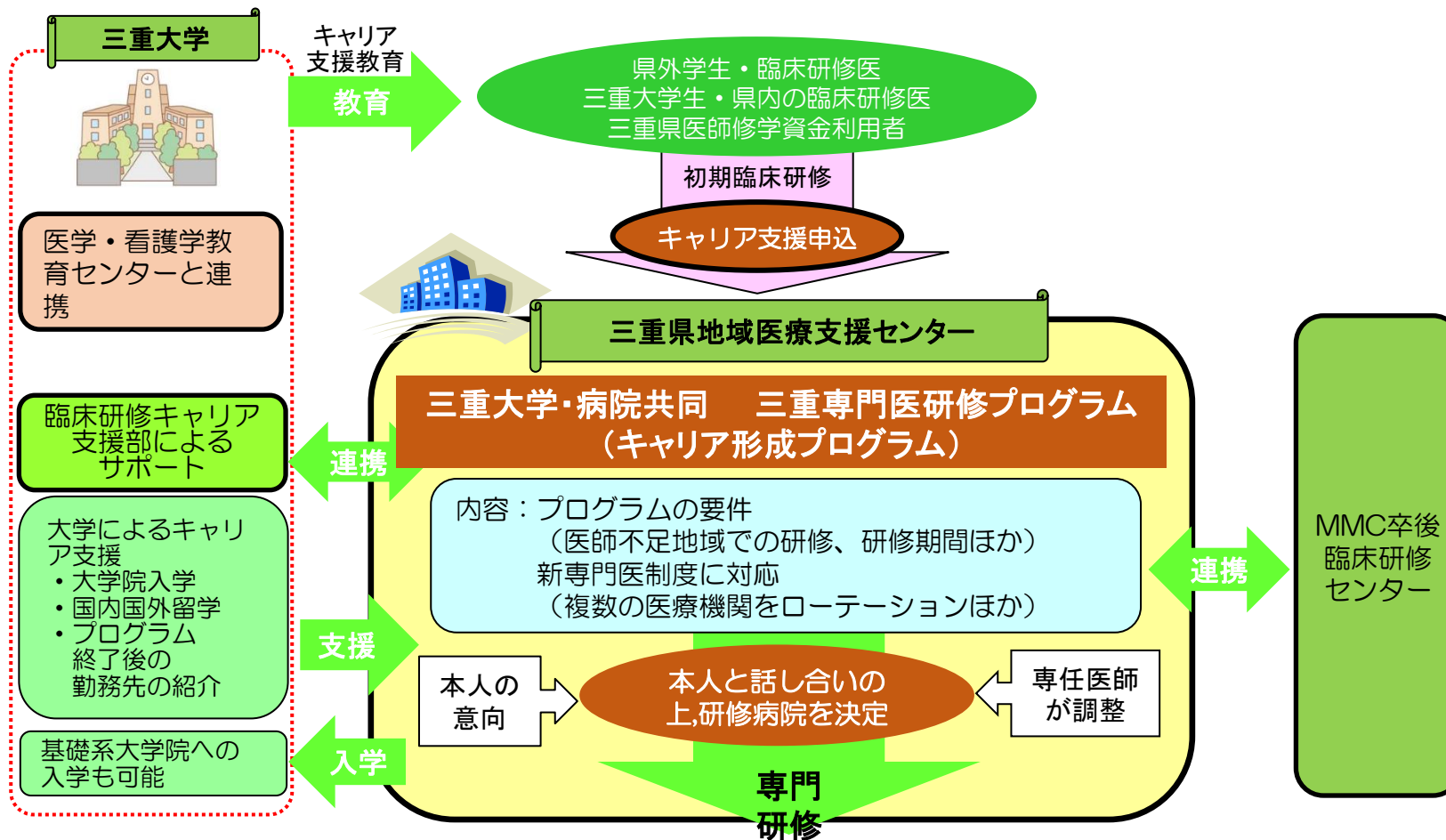
医師として成熟し、管理職としての役割が多く求められてきます。正しいモラル、マインドを持ち、人々の健康を目指してチームとして医療を進める。医師として、人として学んできたことを花開かせます。



※このロードマップはあくまで1つのイメージであり、これに限られるものではありません。

三重県地域医療支援センターのキャリア支援

三重県地域医療支援センター、三重大学、MMC卒後臨床研修センターが連携して、若手医師の県内定着を図るため、キャリア形成支援と医師確保に取り組んでいる。



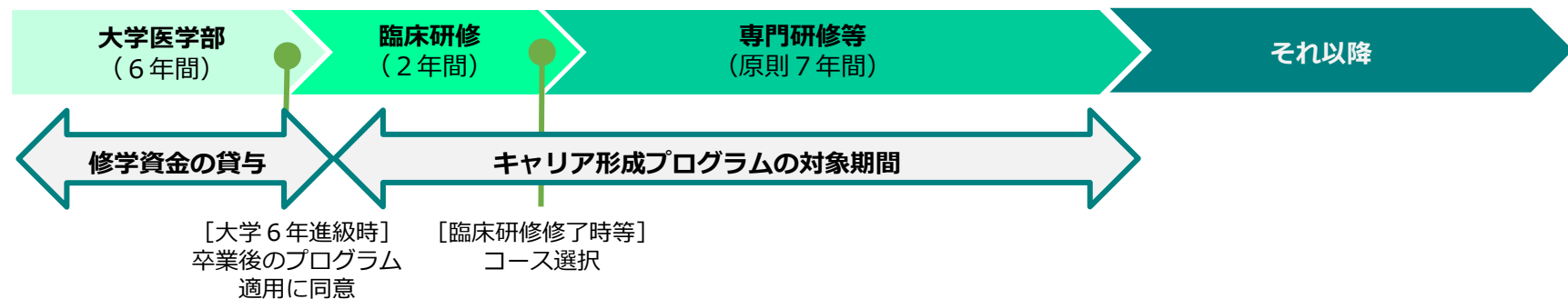
医療法の改定により規定された キャリア形成プログラムについて



キャリア形成プログラム運用指針
地域医療対策協議会運営指針

キャリア形成プログラムについて

- 医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により、キャリア形成プログラムは、医師が不足している地域における医師の確保と、当該地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保の両立を目的としたものとして医療法上位置付けられた。
- 都道府県は、地域医療対策協議会においてキャリア形成プログラムの内容を協議した上で、協議が調った事項に基づき、地域医療支援事務として、キャリア形成プログラムを策定することが求められる。



◆対象医師◆

- ・ 都道府県が修学資金を貸与した地域枠医師
- ・ それ以外の地域枠医師（任意適用）
- ・ 自治医科大学卒業医師（平成30年度入学者までは任意適用）
- ・ その他プログラムの適用を希望する医師

◆コース◆

対象医師の希望に対応可能なよう、診療科や就業先医療機関の種別ごとに複数のコースを用意する。

◆対象医療機関◆

- ・ 原則として都道府県内の医療機関で就業し、かつ医師不足地域での勤務を原則4年以上とする。
- ・ 種別（規模別、地域別等）ごとに医療機関群を設定し、ローテーションさせる等が考えられる。

◆一時中断◆

- ・ 出産、育児等のライフイベントや、海外留学等のキャリア形成上の希望に配慮するため、対象期間の一時中断を可能とする。
- ・ 都道府県は、一時中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認する。

◆中途解除◆

- ・ 都道府県は、対象医師の申出等に基づき、当該対象医師へのキャリア形成プログラムの適用を途中で解除することができる。
- ・ ただし、地域医療介護総合確保基金を財源とした修学資金を貸与している医師については、中途解除に先立ち、国に協議することとする。

キャリア形成プログラムからの離脱防止について

- キャリア形成プログラムは、都道府県とキャリア形成プログラムの適用を受ける医師（対象医師）の間で締結される契約であり、対象医師は、これを満了するよう真摯に努力しなければならない。（通知で明示）
- 都道府県が地域枠修学資金を貸与した医師は、家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除き、キャリア形成プログラムを満了することを返還免除要件とする。
- 一時中断事由が虚偽であることが判明した場合には、違約金を科した上で、即時にキャリア形成プログラムに基づく就業を求める。なお、一時中断事由が虚偽であることが判明した後に、対象医師がキャリア形成プログラムから離脱する場合には、違約金とは別に、修学資金の貸与を受けていた場合はその額に応じて都道府県の定める額の返還が必要である。
- 都道府県は、対象期間中に年1回、都道府県担当者との面談を行う等、対象医師本人のキャリアパスに関する希望を確認する手続を実施することとする。
- 都道府県は、キャリア形成プログラムの既存のコースの内容や、新たに設定又は変更しようとするコースの案の内容について、対象医師及び将来対象となることが見込まれる学生（対象予定学生）の意見を聴くものとする。
都道府県は、意見聴取を開始する旨を対象医師及び対象予定学生に通知するとともに、必要に応じ、キャリア形成プログラムの内容や地域医療対策協議会における協議状況等に関する説明会を開催する等により、対象医師及び対象予定学生が都道府県に意見を述べることができる環境を整えるものとする。
意見聴取は、キャリア形成プログラムの各コースについてそれぞれ行うものとする。
都道府県は、対象医師又は対象予定学生から意見を聴いたときは、当該意見を地域医療対策協議会に報告し、キャリア形成プログラムの内容に反映させるよう努めるとともに、当該意見の内容を公表することとする。
- 対象予定学生がキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意する際に適切な判断を行い、また対象医師が適切なコース選択を行えるよう、都道府県は、大学を含む関係者の協力の下、夏季休暇中の地域実習プログラムを開催する等の方法により、大学の医学部の学生が地域社会と接する機会を提供し、学生の地域医療や将来の職業選択に対する主体的意識の涵養を図るものとする。
- 都道府県の地域枠修学資金が地域医療介護総合確保基金を活用しているか否かを問わず、当該地域枠修学資金を貸与した医師のキャリア形成プログラム満了率を、当該都道府県の翌年度の地域医療介護総合確保基金の配分の決定の際に考慮する。その際、プログラムの満了率を機械的に配分額に反映させるのではなく、プログラムの内容や、離脱理由、都道府県による離脱防止の取組状況等を総合的に考慮するものとする。

都道府県を行う医師の派遣調整について

地域医療対策協議会において派遣調整を行う対象となる医師（以下「協議対象医師」という。）は、地域枠医師（大学医学部において、卒業後に一定期間、都道府県内で医師として就業する意思を有するものとして選拔され、その旨の契約を都道府県等と締結した医師）を中心とした、キャリア形成プログラムの適用を受ける医師が基本となる。

地域における医師の確保のためには、地域医療対策協議会において医師の派遣調整を行うことにより、都道府県内で医師が不足している地域における医療機関をはじめ、医師確保が必要な医療機関に適切に医師が派遣されることが必要である。

- ➡ 都道府県による医師の派遣先の決定に当たっては、都道府県の政策的観点が一定程度反映されるよう、地域医療支援センターが作成した派遣計画案を基に、地域医療対策協議会で協議して派遣先を決定する。
- ➡ 地域医療対策協議会において、都道府県内の各医療機関の診療科ごとに、医師を派遣する必要性を慎重に検討した上で、派遣期間及び人数を協議することとする。ただし、個人情報保護の観点から、協議が調った事項として公表する内容は、各医療機関の診療科ごとの派遣期間及び人数とする。
- ➡ 大学からの医師派遣先でないことなどにより、必要とされる医師が確保できない医療機関に対して都道府県が協議対象医師を配置する等、都道府県による医師派遣と大学による医師派遣との整合性の確保を図るものとする。
- ➡ 医師派遣と地域医療構想の達成に向けた都道府県の具体的対応方針との整合性を確保し、救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を地域で中心的に担うものとして地域医療構想調整会議で合意を得たもの等から協議対象医師が適切に配置されるようにする。
- ➡ 都道府県による協議対象医師の派遣先が、理由なく公立・公的医療機関に偏ることがないようにする。なお、この趣旨は、単に一律に公立・公的医療機関への派遣割合を下げることを目的とするものではなく、開設主体の別によらず、地域における各医療機関の医療機能に着目し、必要性に応じた医師派遣を行うことを目的とするものである。

キャリア形成プログラムが医師確保と派遣される医師のキャリア形成の両立を目的としたものであることを踏まえ、協議対象医師の派遣先が、地域における医師の確保に資するという観点はあるつつも、個々の協議対象医師のキャリア形成上の希望と整合的なものとなるよう、最大限配慮する。また、派遣される医師の能力の開発及び向上を図るには、当該医師が派遣される医療機関における指導医の確保が重要であることに留意し、地域医療対策協議会において、大学との調整を行うものとする。

都道府県による医師の派遣が理由なく公立・公的医療機関に偏っている等、都道府県による不適切な運営が認められた場合には、国は、翌年度の地域医療介護総合確保基金の配分において査定する。この都道府県による医師の派遣状況を踏まえた査定の判断に当たっては、機械的に公立・公的医療機関への医師の派遣割合を反映させるのではなく、派遣の必要性に照らして妥当であるか否かを総合的に考慮する。

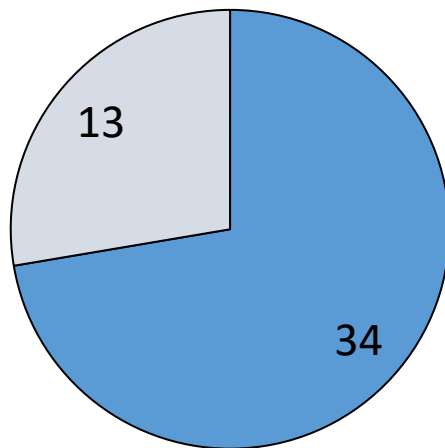
キャリア形成プログラムの策定状況

医療従事者の需給に関する検討会
第12回 医師需給分科会（平成29年10月11日）
資料1より抜粋

- キャリア形成プログラムを未策定の都道府県が13あり、そのうち5県では今後の策定予定が未定、2県では策定予定が平成31年度以降となっている。
- キャリア形成プログラムを策定している都道府県でも、策定本数が1本のみである都道府県が12存在する。

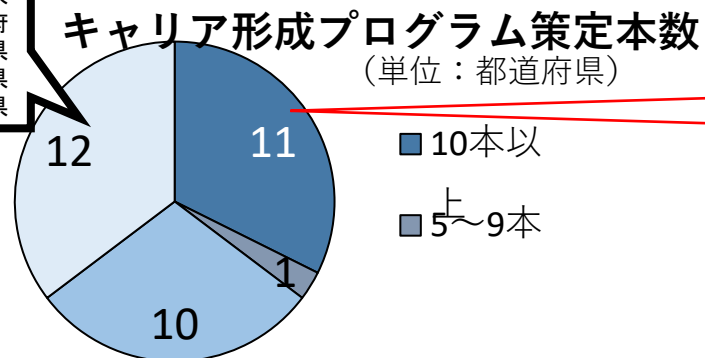
主に地域枠医師を対象とした キャリア形成プログラムの策定状況 (単位：都道府県)

- キャリア形成プログラムを策定済
- 未策定



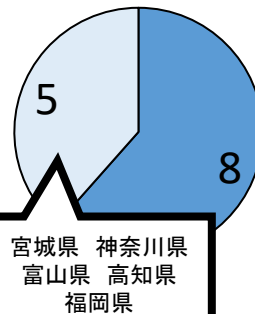
※平成29年7月厚生労働省調査

策定済みの都道府県の キャリア形成プログラム策定本数 (単位：都道府県)



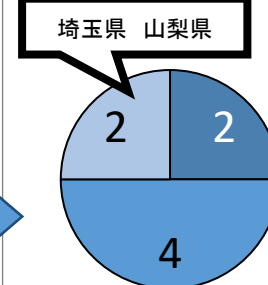
三重県

未策定の都道府県の 今後の策定見込み (単位：都道府県)



- 今後策定...
- 未定

今後策定予定のキャリア 形成... (単位：都道府県)



- 29年度中
- 30年度

キャリア形成プログラムの対象者（三重県）

適用対象者 (キャリア形成プログラム 運用指針2(1))		キャリア形成プログラムの適用 (地域医療対策協議会において医師派遣調整の対象者となる)			キャリア形成プログラム適用者の 勤務期間（現行）		課 題
		入学年度	適用の可否		卒後の県内勤務期間	左のうち、 医師不足地域の勤務期間	
①	三重県医師修学資金を貸与した地域枠医師	平成30年度以降	○	必須（同意が必要）。	9年間	原則1年間以上の勤務（ただし、診療科の事情等により勤務が困難な場合は柔軟に対応）	平成29年度以前の貸与者にもキャリア形成プログラムの参加（新9年コース）を促す必要がある。
		平成29年度以前	△	任意で選択。 （経過措置が適用される）	①地域医療支援センターコース8年間 ②9年間コース（新設）		
②	市町等が修学資金を貸与した地域枠医師			本県では原則該当者はいない			
③	修学資金が貸与されていない地域枠医師			本県では原則該当者はいない （未応募・辞退者には任意で適用に努める）			
④	自治医科大学を卒業した医師	平成31年度以降	○	必須（同意が必要）	自治医の就業形態に応じたキャリア形成プログラムは整備されていない。		自治医に即したプログラムの整備が必要
		平成30年度以前	△	任意で選択。 （経過措置が適用される）			
⑤	その他キャリア形成プログラム適用を希望する医師		○	必須（同意が必要）	9年間	原則1年間以上の勤務（ただし、診療科の事情等により勤務が困難な場合は柔軟に対応）	・制度の周知が必要。 ・キャリア形成プログラムの参加（新9年コース）を促す必要がある。

①④⑤について、県はその者の同意を得てキャリア形成プログラムを適用しなければならない（経過措置対象者を除く）。

キャリア形成プログラム対象者への対応方針（案）【全体】

①三重県医師修学資金を貸与した地域枠医師

三重県医師修学資金を貸与した地域枠医師には、新設した9年間コース（うち1年は地域勤務）を選択するよう働きかけ、キャリア形成プログラムの適用に努める。

（※キャリア形成プログラムに参加しなかった場合でも、地域枠医師は三重大学の方針に基づき、医師不足地域への勤務が求められる）

②市町等が修学資金を貸与した地域枠医師

本県では、地域枠入学者は県の医師修学資金に応募することが条件であるため、原則として該当者は無い。

③修学資金が貸与されていない地域枠医師

本県では、地域枠入学者は医師修学資金に応募することが条件であるため、原則として該当者は無い。

ただし、応募しなかった者や辞退者が若干名いるため、キャリア形成プログラムの適用について、学生時に参加を促していく。（※キャリア形成プログラムに参加しなかった場合でも、地域枠医師は三重大学の方針に基づき、医師不足地域への勤務が求められる）

④自治医科大学を卒業した医師

卒後に県内へき地での就業期間が長く、その間研修期間を設けるなどキャリア形成支援を行っているため、当面は、県の就業義務に基づいた勤務を行うことを基本とする。ただし、平成31年度入学者（勤務開始は2025年度から）からは必須適用となるため、今後自治医の就業義務に応じたキャリア形成プログラムの整備を検討する。

⑤その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

本人の希望によりキャリア形成プログラムの適用が可能であるため、学生時に参加を促していく。特に一般枠の医師修学資金貸与者については取組みを強化する。

県医師修学資金貸与者への対応方針（案）

地域医療対策協議会において派遣調整を行う対象となる医師は、地域枠医師を中心とした、キャリア形成プログラムの適用を受ける医師が基本となることから、次のとおり、対象者を増やし医師不足地域への勤務を促したい。



◎三重大学地域枠制度の入学者

2018年3月に策定した三重大学の方針に基づき、医師不足地域の勤務を求めていることから、経過措置（※）に関わらず、全員にキャリア形成プログラム適用（9年コースの選択）を働きかけ、医師不足地域への勤務を促したい。

◎一般枠の医師修学資金貸与者

経過措置（※）に関わらず、貸与者全員にキャリア形成プログラム適用（9年コースの選択）を働きかけ、医師不足地域への勤務を促したい。

（※）平成29年度以前の貸与者は、医師修学資金貸与制度改正の経過措置として、医師不足地域の勤務を必要としない「県内勤務コース（10年）」を選択することができる。

平成31年度の具体的な対応（1） キャリア形成プログラムの適用（学生への通知）【案】

キャリア形成プログラム運用指針に基づいて対応したい。

4. キャリア形成プログラムの適用

（1）事前通知

・ア 都道府県は、平成31年度以降に大学医学部に地域枠で入学する者に対しては、入学時に、卒業後にキャリア形成プログラムが適用されることを通知することとする。

・イ 都道府県は、改正法の施行の際現に大学医学部に地域枠として入学し、修学資金を貸与されている者に対しては、改正法の趣旨を十分に説明し、キャリア形成プログラムを適用することについて本人の同意を得るよう努め、柔軟に対応することとする。

三重県医師修学資金新規貸与者、三重大学医学部地域枠等入学者の推移

	医師修学資金				地域枠								地域枠 合計	
	募集人数	貸与者総数	県内出身者 (内数)	県外出身者 (内数)	旧地域枠		地域枠A		地域枠B		地域医療枠		定員	入学者数
					定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数
平成16年度	若干名	4	4	0										
平成17年度	若													
平成18年度	若				5	5							5	5
平成19年度	若				10	9							10	9
平成20年度	55	61	52	9	20	20							20	20
平成21年度	55	78	65	13			20	20	5	6			25	26
平成22年度	80	81	69	12			25	25	5	5	5	5	35	35
平成23年度	80	62	51	11			25	19	5	6	5	6	35	31
平成24年度	80	67	59	8			25	26	5	5	5	5	35	36
平成25年度	75	61	50	11			25	26	5	3	5	5	35	34
平成26年度	55	55	49	6			25	23	5	5	5	6	35	34
平成27年度	55	55	47	8			25	23	5	6	5	5	35	34
平成28年度	55	51	44	7			25	22	5	6	5	5	35	33
平成29年度	55	55	50	5			25	25	5	4	5	6	35	35
平成30年度	55	48	48	0			25	25	5	4	5	3	35	32
計		690	597	93	35	34	245	234	50	50	45	46	375	364

初期研修医に9年間コース
(キャリア形成プログラム)
の選択を働きかけ

在学生に9年間コース（キャリア
形成プログラムへの選択）を
働きかけ

平成31年度の具体的な対応（2） キャリア形成プログラムの見直し【案】

【現 状】

- 名 称：三重県地域医療支援センター〇〇科専門医後期臨床研修プログラム
- 策定時期：平成26年9月策定（17プログラム）
- 内 容：三重大学医学部附属病院の17診療科における
キャリア形成プログラム（形成外科、リハビリを除く）

【課 題】「キャリア形成プログラム運用指針」に合わせた運用

- ・ 専門研修プログラムとの整合など、定期的なプログラムの見直し
- ・ 未策定の診療科、病院がある
- ・ 自治医大卒業医師に対応するプログラムの検討 など

⇒課題を踏まえ見直しを行いたい